

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	〇銃猟禁止区域を設定する件の一部を改正する件二件 七五	〇銃猟禁止区域を指定する件の一部を改正する件 七五	〇銃猟禁止区域を指定する件の一部を改正する件 七五	〇大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 七五	〇大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七五	〇新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 七五	〇一般競争入札を行う件四件 七五	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 七六	〇産業廃棄物処理施設等変更事前協議書の提出があったので公告する件 七六	〇環境影響評価方法書について公告する件 七六	〇落札者を決定した件 七六	福島県企業局 〇一般競争入札を行う件 七六	福島県公安委員会 〇福島県道路交通規則の一部を改正する規則 七六	〇福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則 七六
----	--------------------------------	------------------------------	------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------	---------------------	-----------------------------------	--	---------------------------	------------------	-----------------------------	--	---

告 示

福島県告示第七百五十八号

銃猟禁止区域を設定する件(平成八年福島県告示第九百六十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」

に、「銃猟禁止区域を設定する」を「特定猟具使用禁止区域を指定する」に改める。
一の表平鎌田銃猟禁止区域の項を次のように改める。

平鎌田特定猟具使用禁止区域

いわき市平鯨岡地内の市道小路・上柳生線と市道高田一号线の接点を起点として、同市道を南東に進み、市道洞口・広畑線との接点に至り、同市道を東に進み、市道下平窪・鎌田線との接点に至り、同市道を南東に進み、市道鎌田・上方寄線との接点に至り、同市道を北東に進み、更に北に進み、市道寺下・北野線との接点に至り、同市道を東に進み、市道大町・岸前線との接点に至り、同市道を南に進み、市道細田・北野線との接点に至り、同市道を北東に進み、国道六号との接点に至り、同国道を北東に進み、県道小名浜四倉線との接点に至り、同県道を南に進み、夏井川左岸堤防との接点に至り、同堤防を西に進み、国道六号との接点に至り、同国道を南西に進み、夏井川右岸堤防との接点に至り、同堤防を東に進み、新川左岸堤防との接点に至り、同堤防を東に進み、県道小名浜四倉線との接点に至り、同県道を南に進み、県道甲塚古墳線との接点に至り、同県道を西に進み、国道六号常磐バイパスとの接点に至り、同国道を南西に進み、県道下高久久谷川瀬線との接点に至り、同県道を北西に進み、県道小名浜平線との接点に至り、同県道を北に進み、市道正内町・北目線との接点に至り、同市道を北に進み、市道城東一号线との接点に至り、同市道を北に進み、夏井川右岸との接点に至り、同右岸を北西に進み、好間川右岸との接点に至り、同右岸を西に進み、国道三百九十九号との接点に至り、同国道を北に進み、夏井川左岸との接点に至り、同左岸を南東に進み、市道小路・上柳生線との接点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

- 一 二を三とし、一を二とし、二の前に次のように加える。
- 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第七百五十九号

銃猟禁止区域を設定する件(平成十二年福島県告示第八百四十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月十三日

本文中「鳥獣保護及び狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域を設定する」を「特定猟具使用禁止区域を指定する」に改める。

一の表金山東梁森銃猟禁止区域の項を次のように改める。

福島県知事 佐藤 雄平

金山東梁森特定猟具使用禁止区域

白河市表郷金山地内の市道天神線と国道二百八十九号の交点を起点として、同国道を東に進み、J R白棚線専用道路との接点に至り、同専用道路を東に進み、市道上宿一号线との接点に至り、同市道を南に進み、白河市と東白川郡棚倉町の境界線との交点に至り、同境界線を南西に進み、更に南東に進み、市道榎内瀬ヶ野線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道榎内中神線との接点に至り、同市道を西に進み、更に北に進み、市道石崎瀬戸線との接点に至り、同市道を市道終点まで進み、同終点から西に直進し、市道荒屋前原線に至り、同市道を北に進み、市道天神線との接点に至り、同市道を北東に進み、市道二ツ堂赤沼線との接点に至り、同市道を西に進み、市道松上久ノ内線との接点に至り、同市道を西に進み、市道和田久ノ内線との接点に至り、同市道を西に進み、農道久ノ内線との接点に至り、同農道を北東に進み、農道滝ノ森線との接点に至り、同農道を北東に進み、市道社田瀬戸原線との接点に至り、同市道を南東に進み、市道竹ノ内仲町線との接点に至り、同市道を南西に進み、市道天神線との接点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

一の表小田川銃猟禁止区域の項を次のように改める。

小田川特定猟具使用禁止区域

東白川郡矢祭町大字小田川地内の町道大高・久保線と国道三百四十九号との交点を起点として、同国道を南に進み、町道中坪線との接点に至り、同国道を東に進み、林道小田川・手元線との接点に至り、同林道を南東に進み、東京電力福島東幹線送電線との交点に至り、同点と中山三角点を結ぶ直線を南東に進み、同三角点から南に直進し、作業道下町・長沢線に至り、同作業道を南西に進み、国道三百四十九号との接点に至り、同国道を北西に進み、県道下関河内小生瀬線との接点に至り、同県道を南西に進み、町道中高野・海老根線との接点に至り、同町道を北に進み、林道小田川・山下線との接点に至り、同林道を北に進み、町道大高・久保線との接点

に至り、同町道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

- 二を三とし、一を二とし、二の前に次のように加える。
- 一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

（環境共生領域自然保護グループ）

福島県告示第七百六十号

銃猟禁止区域を指定する件（平成十六年福島県告示第千二十二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

午房沢特定猟具使用禁止区域

白河市大信隈戸地内の市道大信五百五十号線と市道大信五百七号線との接点を起点として、同市道を北に進み、市道大信二一七号線との接点に至り、同市道を東に進み、市道大信五百三十六号線との接点に至り、同市道を南に進み、市道大信二一六号線との接点に至り、同市道を東に進み、市道大信五百三十八号線との接点に至り、同市道を南西に進み、市道大信五百五十号線との接点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

- 二を三とし、一を二とし、二の前に次のように加える。
- 一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

（環境共生領域自然保護グループ）

福島県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十一月十三日から平成二十年三月十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び田村市産業建設部産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドルガーデン船引 田村市船引町字川代七十八ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) リオン・ドール船引ショッピングセンター

(変更後) リオン・ドールガーデン船引

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 東京都府中市若松町一―三十八―一

株式会社サンドラッグ

代表取締役 才津 達郎

(変更後) 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一―二十一

株式会社ツルハ

代表取締役 鶴羽 樹

三 変更した年月日

平成十九年十月三十日

四 届出年月日

平成十九年十一月一日

五 届出をした者

株式会社小池

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カンセキ白河店 白河市新白河一丁目百九番地ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、袋原土地改良区が袋原地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(農業生産基盤整備一般)に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月十四日から

同 年十二月三日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

河沼郡会津坂下町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

公 告

公告第六百二十八号

福島県児童手当管理システム開発等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 福島県児童手当管理システム開発等業務 一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結日から平成二十五年三月三十一日まで

4 納入場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足する者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされておらず、又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされておらず、又は当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 次に掲げる認証等をすべて受けている者であること。

(1) 国際標準化機構が定める規格ISO9001の認証又はこれと同等の信頼性が

あると知事が認めるもの

(2) 財団法人日本情報処理開発協会が定める情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS) 適合性評価制度の認証又はこれと同等の信頼性がある知事が認めるもの

(3) 財団法人日本情報処理開発協会が定めるプライバシーマーク制度の付与認定又はこれと同等の信頼性がある知事が認めるもの

6 地方公共団体の福祉給付関係システム又は行政事務関係システムの設計、開発及び運用の業務を行った実績を有する者であること。

三 入札に参加するものに必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、一の4から6までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成十九年十一月二十二日(木)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県総務部人事領域福利厚生グループ

電話〇二四一五二一七〇三九

四 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

1 配布期間 平成十九年十一月九日(金)から同月二十二日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

2 配布場所 三に掲げる場所と同じ

3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙二十枚が入る程度の大きさで、二百円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成十九年十一月二十二日(木)午後五時までに三に掲げる場所まで請求すること。

五 入札説明会の日時及び場所

1 日時 平成十九年十一月十四日(水) 午前十時三十分

2 場所 福島県庁西庁舎十二階 健康推進室 福島県福島市杉妻町二番十六号

六 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成十九年十一月三十日(金) 午前十時三十分

2 場所 五の2に掲げる場所と同じ。

七 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

八 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

九 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(人事領域福利厚生グループ)

公告第六百二十九号

シリンジポンプ等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。
平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 買入れをする物品の名称及び数量

(一) シリンジポンプ(テルモ製 TE-331SN) 三六台

(二) 輸液ポンプ(テルモ製 TE-161S) 三六台

(三) 簡易浴槽(オージー技研製 モノステートバス強制ポンプ付き HK-218) 一式

(四) CR装置(コニカミノルタ製 REGUS190) 一式

(五) ポータブルX線装置(日立メディコ製 シリウス130HT) 一セット

2 買入をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成十九年十二月二十七日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時

期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

5 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十一月二十一日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格を与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県出納局総務管理グループ
電話〇二四―五二一―七五六二

四 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明書交付の日時及び場所 日時は、平成十九年十一月十三日（火）から同月二十日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとし、場所は、三に掲げる場所とする。

3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成十九年十一月二十九日（木）午後一時三十分とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）

公告第六百三十号

大動脈内バルーンポンプ等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 買入れをする物品の名称及び数量

(一) 大動脈内バルーンポンプ 一式

(二) 経皮的な肺補助装置 一式

(三) 電気メス 一式

(四) 逐次式空気圧マッサージ器 五台

(五) 体外式ペースメーカー 一個

2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十年一月四日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が

あり、かつ、確実に納入できる者であること。

5 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十一月二十六日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県出納局総務管理グループ
電話〇二四―五二―七五六二

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所と同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 日時は、平成十九年十一月十九日午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成十九年十一月三十日午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）

公告第六百三十一号

ゲルマニウム半導体検出装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 買入れをする物品の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出装置 一式

2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十年三月二十四日

4 納入場所 福島県原子力センター（福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野一一九番地）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十一月二十七日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四一五二一―七五六二
四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 日時は、平成十九年十一月十九日午前十時三十分とし、場所は、三に掲げる場所とする。

3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成十九年十二月四日午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならぬ。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(出納局総務管理グループ)

公告第六百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成十九年十一月六日

二 名称
特定非営利活動法人宙の仲間たち

三 代表者の氏名
兼田 文字

四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市富久山町久保田字石堂六十三番三号

五 定款に記載された目的
本法人は、地域の人々が年齢、性別、人種、障害有る無し等にこだわらず、それぞれの違いを認め合いながら個々の可能性を地域の中でより良く活かしつつ、生活出来るように成る事を目指し、福祉の増進および向上に関する事項等を実施する事により誰もが安心して暮らす事が出来るように成る事を目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第六百三十三号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等変更事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。
平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東北電力株式会社 代表取締役 高橋 宏明

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

三 産業廃棄物処理施設等の種類
福島県南相馬市鹿島区川子字大迫地内

管理型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分用の用に供される場所の面積及び埋立容量)

埋立地の面積 一四四、五五三平方メートル
埋立容量 一、八二一、六五〇立方メートル

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第六百三十四号

福島県環境影響評価条例(平成十年福島県条例第六十四号)第六条第一項及び第四十八条第四項の規定により県北都市計画道路三・一・一〇二号(仮称)松川北矢野目線(一般国道十三号福島西道路南伸)に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という)を作成したので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 県の名称
福島県

二 都市計画対象事業の名称種類及び規模

1 都市計画対象事業の名称 県北都市計画道路三・一・一〇二号(仮称)松川北矢野目線(一般国道十三号福島西道路南伸)

2 種類 一般国道の改築

3 規模 長さ約六・三キロメートル 四車線

三 対象事業実施区域

別紙図面のとおり(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

四 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福島県福島市

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 福島県土木部都市領域都市計画グループ(福島市杉妻町二番十六号)、福島県東北建設事務所企画調査グループ(福島市杉妻町五番七十五号)、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所調査第二課(福島市黒岩字榎平三三六)、福島市役所都市政策部都市計画課(福島市五老内町三番一号)、福島市役所信夫支所(福島市大森字馬場一番地)及び同市役所松川支所(福島市松川町字上椽内十八番地)

2 縦覧の期間 平成十九年十一月十三日(火)から同年十二月十二日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月二十三日(金)を除く。)

3 縦覧の時間 午前八時三十分から午後五時まで

六 意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からの意見を持つ者は、書面に住所、氏名及び意見(意見の理由を含む。)を記入の上、平成十九年十二月二十六日(水)までに、縦覧の場所に備え付けの意見箱に投函すること、又は次に掲げる場所に提出すること(郵便により提出する場合は、同日午後五時までに必着のこと。)

福島県土木部都市領域都市計画グループ(郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号)

七 問い合わせ先

福島県土木部都市領域都市計画グループ(電話〇二四一五二一七五〇七)
(都市領域都市計画グループ)

公告第635号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務

規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年11月13日

福島県知事 佐藤 雄平

1 落札に係る物品等の名称及び数量
胃部用検診車 1台

2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日
平成19年10月19日

4 落札者の氏名及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12

5 落札金額
37,590,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年9月28日

(出納局総務管理グループ)

福島県企業局

公告第3号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第194条の規定により公告する。
平成19年11月13日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 田村西部工業団地分筆登記事務業務委託 一式

(2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約日から21日以内

(4) 履行場所 田村市船引町光陽台地内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからウまでのいずれかの条件を満たす土地家屋調査士、土地家屋調査士法

人又は公嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

ア 土地家屋調査士にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

イ 土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

ウ 公嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、社団法人福島県公嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

(3) 平成17年度及び平成18年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が10件以上ある者であること。

(4) 補助者がいる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)から(4)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

(1) 提出期間 平成19年11月13日(火) から同月20日(火) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 郵便番号960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階
福島県企業局販売推進グループ

電話番号024-521-7575

(3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成19年11月20日(火)午後5時まで必着とする。

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所 福島県企業局販売推進グループ(福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階)

(2) 入札及び開札の日時 平成19年11月30日(金)午前10時30分

(3) 入札及び開札の場所 自治会館8階801会議室(福島県福島市中町8番2号)

(4) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第197条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第179条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

い。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 問い合わせ先 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階

福島県企業局販売推進グループ
電話番号024-521-7575

(企業局販売推進グループ)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月13日

福島県公安委員会委員長 松本 忠清

福島県公安委員会規則第9号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第3号キの(ウ)中「通常郵便物」を「郵便物」に改める。

第2条第1号備考3及び様式第1号の2備考3中「通常郵便物集配」を「郵便物集配」に改める。

様式第40号の8(裏)中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に、「駐車監視員資格者証の返納」を「道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県道路交通規則様式第1号及び様式第1号の2による標準は、改正後の福島県道路交通規則様式第1号及び様式第

1号の2による標章とみなす。

(交通指導課)

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月13日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第10号

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

これより下部には何も記入しないでください。

印

(裏)

お知らせ
この振替による払込みの方法は、県外に居住する納付者の皆さんに、郵便貯金銀行又は郵便局（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む郵便局株式会社）の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。以下同じ。）でも放置駐車違反金を納めることができるように設けたものです。
お近くの郵便貯金銀行又は郵便局で払い込んでください。

ご注意
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内に丁寧に記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

一般罰放置違反金領収証書

年度	
歳入科目	歳入歳出外現金
放置違反金	円
延滞金	円
合計	円

上記の金額を領収しました。
(注) 表面の日附印をもって領収印に代えます。

この払込取扱票の裏面には、何も記入しないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(交通指導課)



古紙配合率100%再生紙を使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 印刷所 株式会社 第一 印刷